

令和 15 年国民スポーツ大会・
全国障害者スポーツ大会
鳥取県準備委員会

第 3 回総会（書面開催）



令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 鳥取県準備委員会第3回総会（書面開催） 目次

議事

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 令和6年度事業報告及び収支決算（案）・・・P.1 |
| 第2号議案 | 令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県
準備委員会会則の一部改正（案）・・・・・・P.4 |
| 第3号議案 | 令和7年度事業計画及び収支予算（案）・・・P.8 |

令和6年度事業報告及び収支決算（案）

令和6年度 事業報告

1 総会の開催

会 議	開催年月日	開催場所	議 事
第2回総会	令和6年 6月4日(火)	鳥取県立生涯学習センター (県民ふれあい会館) ホール	・ 令和5年度事業報告・収支決算 ・ 令和6年度事業計画・収支予算

2 「国民スポーツ大会の弾力的な運用」に係る要望活動等

令和11年度（2029年度）以降に、国民スポーツ大会の開催を予定している鳥取県、群馬県、奈良県など7県で連帯し、6月11日（火）、「国民スポーツ大会の弾力的な運用」について文部科学省及び（公財）日本スポーツ協会へ要望活動を行った。



安江文部科学大臣政務官へ要望



遠藤日本スポーツ協会会長へ要望

3 令和6年度国民スポーツ大会開催県検討会議（会議開催県：群馬県）

7月25日（木）～同月26日（金）に、令和6年度以降の国民スポーツ大会開催県の関係者が集まり、情報・意見交換を行った。また大会会場予定施設である、高崎アリーナ等の施設見学も行った。

令和6年度国民スポーツ大会開催県の佐賀県を中心に、国民スポーツ大会の開催・運営について、活発に意見交換が行われた。

4 第84回国民スポーツ大会（鳥根県）に係る、各中央競技団体正規視察へのオブザーバー参加

「第84回国民スポーツ大会（鳥根かみあり国民スポーツ大会2030）」に向けて行われている各中央競技団体会場地正規視察にオブザーバーとして参加した。

本県事務局は、ハンドボールなどの7競技を視察し、令和9年に行われる中央競技団体正規視察に向けての参考となった。

5 佐賀国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の大会会場地視察

佐賀国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会が以下の日程で行われ、大会会場地視察を行った。

○佐賀国民スポーツ大会	【会期前開催1】	9月5日（木）～同月17日（火）
	【会期前開催2】	9月21日（土）～10月1日（火）
	【本 会 期】	10月5日（土）～同月15日（火）
○佐賀全国障害者スポーツ大会		10月26日（土）～同月28日（月）

6 SAGA2024後催県報告会（会議開催県：佐賀県）

11月25日（月）～同月27日（水）にかけて、令和7年度以降の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催県の関係者が集まり、大会後の情報・意見交換会が行われた。

佐賀県から、大会運営や、選手団を受け入れる際の都道府県との調整における留意点等を伺った。

7 鳥取国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に関する市町村スポーツ担当課長会議

令和7年2月14日（金）及び3月5日（水）に、東・中・西部の各会場にて、各県市町村に対し鳥取国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備活動状況等の説明を行った。

各市町村と現状や大会準備に向かう上での課題等、様々な情報・意見交換を行うことができ、県と市町村で考えを共有することができた。

Ⅱ 令和6年度 収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

財源内訳	予算額	決算額	増減	摘要
負担金	3,000,000	3,000,000	0	
繰越金	640,681	640,681	0	令和5年度繰越金
その他収入	0	1,236	1,236	預金利息
合計	3,640,681	3,641,917	1,236	

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	増減	摘要
事業費	1,500,000	197,660	1,302,340	(実施内容) ・設立総会に係る旅費、 需用費等
事務局費	2,140,681	1,003,284	1,137,397	(実施内容) ・令和7年度国スポ開催 県検討会議に係る旅費等 ・島根かみあり国スポ 2030中央競技団体視察へ のオブザーバー参加に係 る旅費等 ・SAGA2024後催県報告会 への参加に係る旅費等 ・鳥取国スポ・全スポに 関する市町村スポーツ担 当課長会議に係る旅費等
合計	3,640,681	1,200,944	2,439,737	

収入決算額 3,641,917円

収支決算額 1,200,944円

差 額 2,440,973円 ※収支差額は翌年度会計へ繰り越す。

監 査 報 告

令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会会則第17条の規定に基づき、令和6年度収支決算について、証拠書類及び諸帳簿を監査した結果、その内容は適正であると認めます。

令和7年5月15日

令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会
鳥取県準備委員会監事

鳥取県会計管理者 村 上 真 弓



鳥取市会計管理者 横 尾 賢 二



智頭町会計管理者 村 上 り え



令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会会則の一部改正（案）

鳥取県準備委員会会則の名称を「第87回国民スポーツ大会・第32回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会会則」に改める。
次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前
第87回国民スポーツ大会・第32回全国障害者スポーツ大会 鳥取県準備委員会会則 第1章 総則 (名称) 第1条 本会は、<u>第87回国民スポーツ大会・第32回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会</u>（以下「<u>準備委員会</u>」という。）と称する。 (目的) 第2条 準備委員会は、<u>第87回国民スポーツ大会及び第32回全国障害者スポーツ大会</u>（以下「<u>大会</u>」という。）を鳥取県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。 第3条～第20条 略		令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 鳥取県準備委員会会則 第1章 総則 (名称) 第1条 本会は、<u>令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会</u>（以下「<u>準備委員会</u>」という。）と称する。 (目的) 第2条 準備委員会は、<u>令和15年国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会</u>（以下「<u>大会</u>」という。）を鳥取県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。 第3条～第20条 略

附 則

この会則は、令和7年 月 日から施行する。

第 87 回国民スポーツ大会・第 32 回全国障害者スポーツ大会 鳥取県準備委員会会則

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、第 87 回国民スポーツ大会・第 32 回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 準備委員会は、第 87 回国民スポーツ大会及び第 32 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を鳥取県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- （2）大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- （3）大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- （4）大会開催及び準備に係る経費に関すること
- （5）関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- （6）その他大会の開催に必要な準備に関すること

第 2 章 組織

（構成）

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）県及び市町村を代表する者
- （2）県及び市町村の議会を代表する者
- （3）関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- （4）前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係ある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

（役員）

第 5 条 準備委員会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1 名
- （2）副 会 長 10 名以内
- （3）常任委員 50 名以内
- （4）監 事 3 名以内

（役員の選任）

第 6 条 準備委員会の会長は、鳥取県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

（役員の職務）

第 7 条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第 12 条第 7 項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監督する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催に必要な基本方針に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること

(6) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

1 この会則は、令和5年6月1日から施行する。

2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和6年3月31日までとする。

附 則

この会則は、令和7年 月 日から施行する。

令和7年度事業計画及び収支予算（案）

Ⅰ 令和7年度事業計画

令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会の令和7年度事業計画は、次のとおりとする。

1 開催準備業務

- (1) 会場地市町村の選定
- (2) 各種基本方針・基準等の策定準備
- (3) その他開催準備業務の実施

2 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 市町村・競技団体連絡会議

3 各種調査の実施

先催県等の情報収集

4 連絡調整の実施

- (1) 市町村及び競技団体との調整
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本パラスポーツ協会及び関係機関・団体等との連絡調整

Ⅱ 令和7年度収支予算

令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会の令和7年度収支予算は、次のとおりとする。

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
負 担 金	1, 0 5 9, 0 2 7	鳥取県負担金
繰 越 金	2, 4 4 0, 9 7 3	令和6年度繰越金
合 計	3, 5 0 0, 0 0 0	

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
事 業 費	1, 5 0 0, 0 0 0	会議開催経費等
事 務 局 費	2, 0 0 0, 0 0 0	事務局運営費
合 計	3, 5 0 0, 0 0 0	